

令和4年度 特別支援教育に関する調査結果について

1 特別支援教育体制整備状況調査

(1)調査対象

国公立幼保連携型認定こども園、幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制、専攻科は除く。)及び中等教育学校

(2)調査時点

令和4年5月1日現在

(3)主な調査事項

- ① 校内委員会の設置
- ② 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握
- ③ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ④ 個別の指導計画
- ⑤ 個別の教育支援計画の作成

※都道府県ごとの詳細はP11～P17の「特別支援教育体制整備状況調査結果詳細」を参照

(4)調査結果の概要

平成30年度と比較し、ほぼ全ての項目について前回値を上回っている。

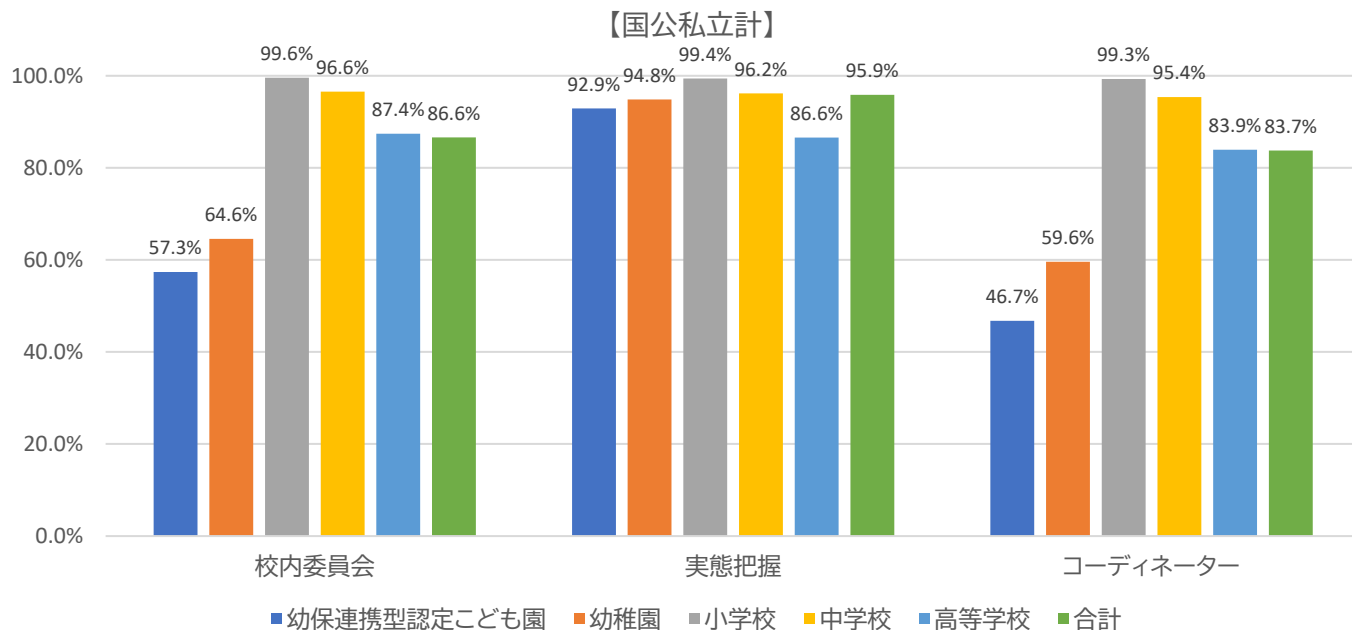
調査事項①～③については、全学校種において、校内委員会の設置は86.6%(前回値:86.1%)、実態把握の実施は95.9%(前回値:95.7%)、特別支援教育コーディネーターの指名は83.7%(前回値:84.9%)である。

調査事項④、⑤については、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、個別の指導計画が作成されている割合は99.4%(前回値:99.4%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は99.0%(前回値:96.9%)となっている。また、小・中・高等学校において通級による指導を受けている児童生徒のうち、個別の指導計画が作成されている割合は98.0%(前回値:94.8%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は95.1%(前回値:81.5%)となっている。そのほか通常の学級に在籍する幼児児童生徒で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、個別の指導計画が作成されている割合は86.0%(前回値:83.3%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は79.5%(前回値:73.1%)である。

(5)調査結果

①校内委員会の設置、②実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名

【学校種別実施率】



④個別の指導計画の作成、⑤個別の教育支援計画の作成

	特別支援学級に在籍する児童生徒	通級による指導を受けている児童生徒	通常の学級に在籍する幼児児童生徒(※1)	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒(※2)
個別の指導計画	99.6%	98.2%	86.0%	93.7%
個別の教育支援計画	99.2%	95.2%	79.5%	91.6%

※1:通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者

※2:個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。

(参考) 特別支援教育体制整備状況調査の調査項目等について

(1) 校内委員会

校内委員会とは、学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

(2) 実態把握

在籍する幼児児童生徒の実態の把握を行い、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

(3) 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターとは、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

(4) 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

(5) 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

○調査対象学校数

(令和4年5月1日現在/単位:校)

区分	幼保連携型 認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
国立	0	51	72	77	21	221
公立	878	2,638	18,775	9,274	3,544	35,109
私立	5,053	5,407	228	739	1,297	12,724
計	5,931	8,096	19,075	10,090	4,862	48,054

※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

2 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

(1) 調査対象

国公立特別支援学校

※分校は本校に含める。

(2) 調査時点

令和4年5月1日現在

※特別支援学校のセンター的機能の取組については令和3年度における実績

(3) 主な調査事項

① 特別支援学校のセンター的機能の取組

② 特別支援学校の学校数

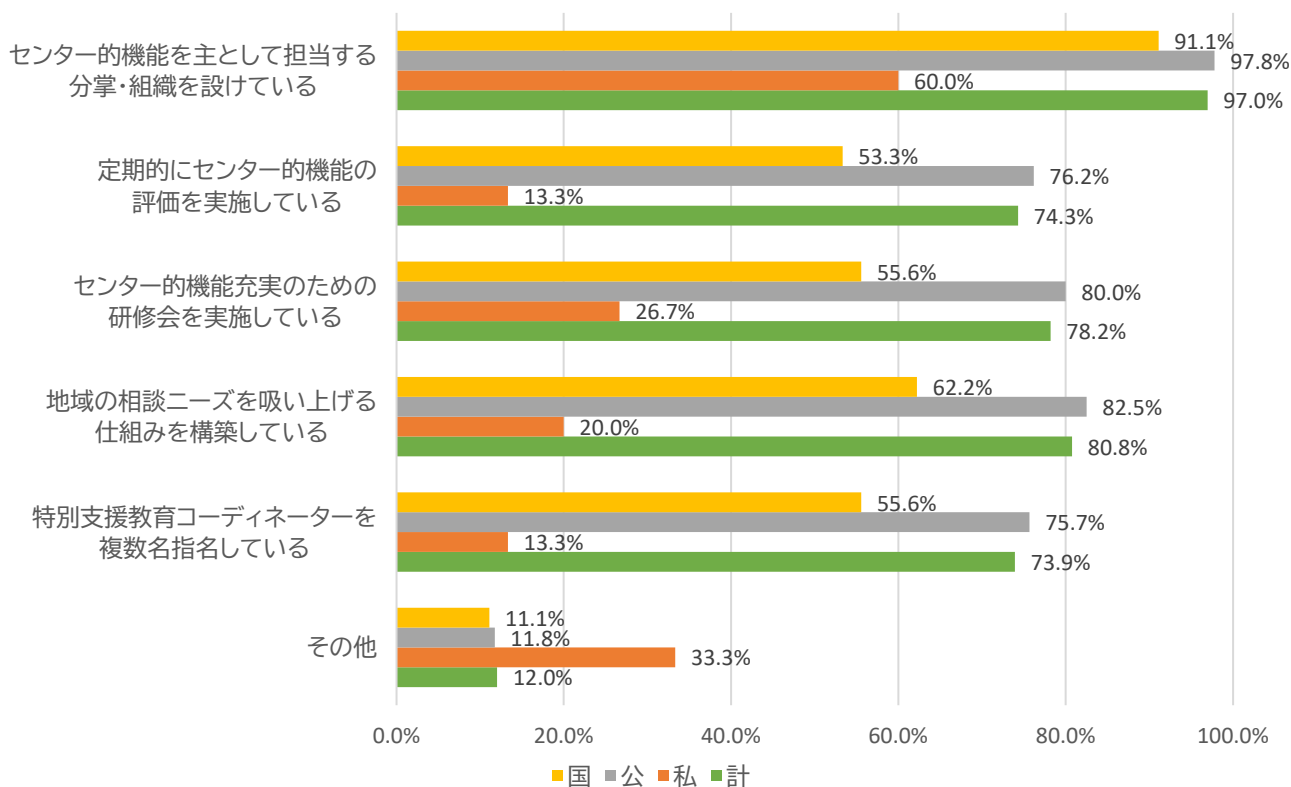
(4) 調査結果の概要

センター的機能を主として担当する分掌・組織を設けている特別支援学校は97.0%(前回値:96.3%)である。センター的機能の取組の内容として、小・中学校等の教員からの相談対応及び自校に在籍する幼児児童生徒以外の子供及び保護者からの相談対応を実施している特別支援学校は9割以上であり、令和3年度の相談延べ件数は、小・中学校等の教員からの相談が110,387件、子供及び保護者からの相談が92,998件である。

(5) 調査結果

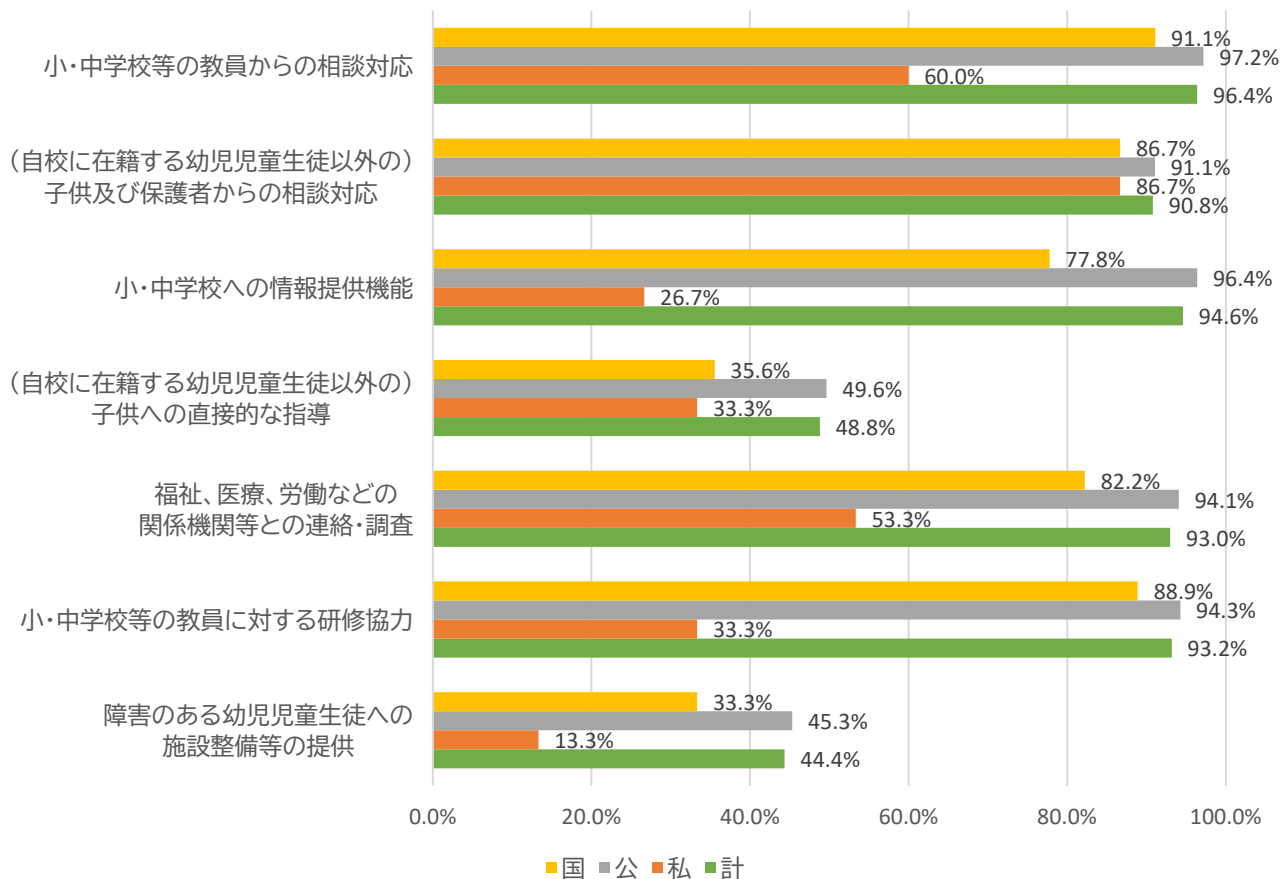
① 特別支援学校のセンター的機能の取組

ア センター的機能のための校内体制の整備



※令和3年度における取組。複数回答可。

イ センターの機能の取組の内容



※令和3年度における取組。複数回答可。

ウ 令和3年度における相談延べ件数

(件)

	小・中学校等の教員からの相談		子供及び保護者からの相談	
	相談件数	1校あたりの平均件数	相談件数	1校あたりの平均件数
国立	1,624	36	1,467	33
公立	108,593	109	91,045	92
私立	170	11	486	32
計	110,387	105	92,998	88

②特別支援学校の学校数

(令和4年5月1日現在)

		国立 (45校)	公立 (995校)	私立 (15校)	計 (1055校)
幼稚園部	1.視覚	1	58	1	60
		2.2%	5.8%	6.7%	5.7%
	2.聴覚	1	91	3	95
		2.2%	9.1%	20.0%	9.0%
	3.知的	3	15	2	20
		6.7%	1.5%	13.3%	1.9%
	4.肢体	-	23	1	24
		-	2.3%	6.7%	2.3%
	5.病弱	-	11	2	13
		-	1.1%	13.3%	1.2%
小学部	1.視覚	1	79	2	82
		2.2%	7.9%	13.3%	7.8%
	2.聴覚	1	103	4	108
		2.2%	10.4%	26.7%	10.2%
	3.知的	42	545	4	591
		93.3%	54.8%	26.7%	56.0%
	4.肢体	1	340	3	344
		2.2%	34.2%	20.0%	32.6%
	5.病弱	-	142	2	144
		-	14.3%	13.3%	13.6%
中学部	1.視覚	1	78	2	81
		2.2%	7.8%	13.3%	7.7%
	2.聴覚	1	103	4	108
		2.2%	10.4%	26.7%	10.2%
	3.知的	41	544	5	590
		91.1%	54.7%	33.3%	55.9%
	4.肢体	1	337	3	341
		2.2%	33.9%	20.0%	32.3%
	5.病弱	-	138	2	140
		-	13.9%	13.3%	13.3%
高等部	1.視覚	2	70	2	74
		4.4%	7.0%	13.3%	7.0%
	2.聴覚	1	79	2	82
		2.2%	7.9%	13.3%	7.8%
	3.知的	41	635	10	686
		91.1%	63.8%	66.7%	65.0%
	4.肢体	1	329	3	333
		2.2%	33.1%	20.0%	31.6%
	5.病弱	-	109	2	111
		-	11.0%	13.3%	10.5%
寄宿舎設置学校数		3	300	7	310
		6.7%	30.2%	46.7%	29.4%

※特別支援学校が学則等で受入れを明示している全ての障害種を計上。

※分校は本校に含める。

※下段は、設置者別の全特別支援学校数(国立45校、公立995校、私立15校、計1,055校)に占める割合。

※寄宿舎設置学校数については、学校が建物を保有していても運営されていない場合は数に含まない。

3 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

(1)調査対象:市区町村教育委員会(指定都市含む)

(2)調査時点:令和4年5月1日現在

(3)主な調査事項

- ① 令和4年度の小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)として、令和3年度の市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

(4)調査結果の概要

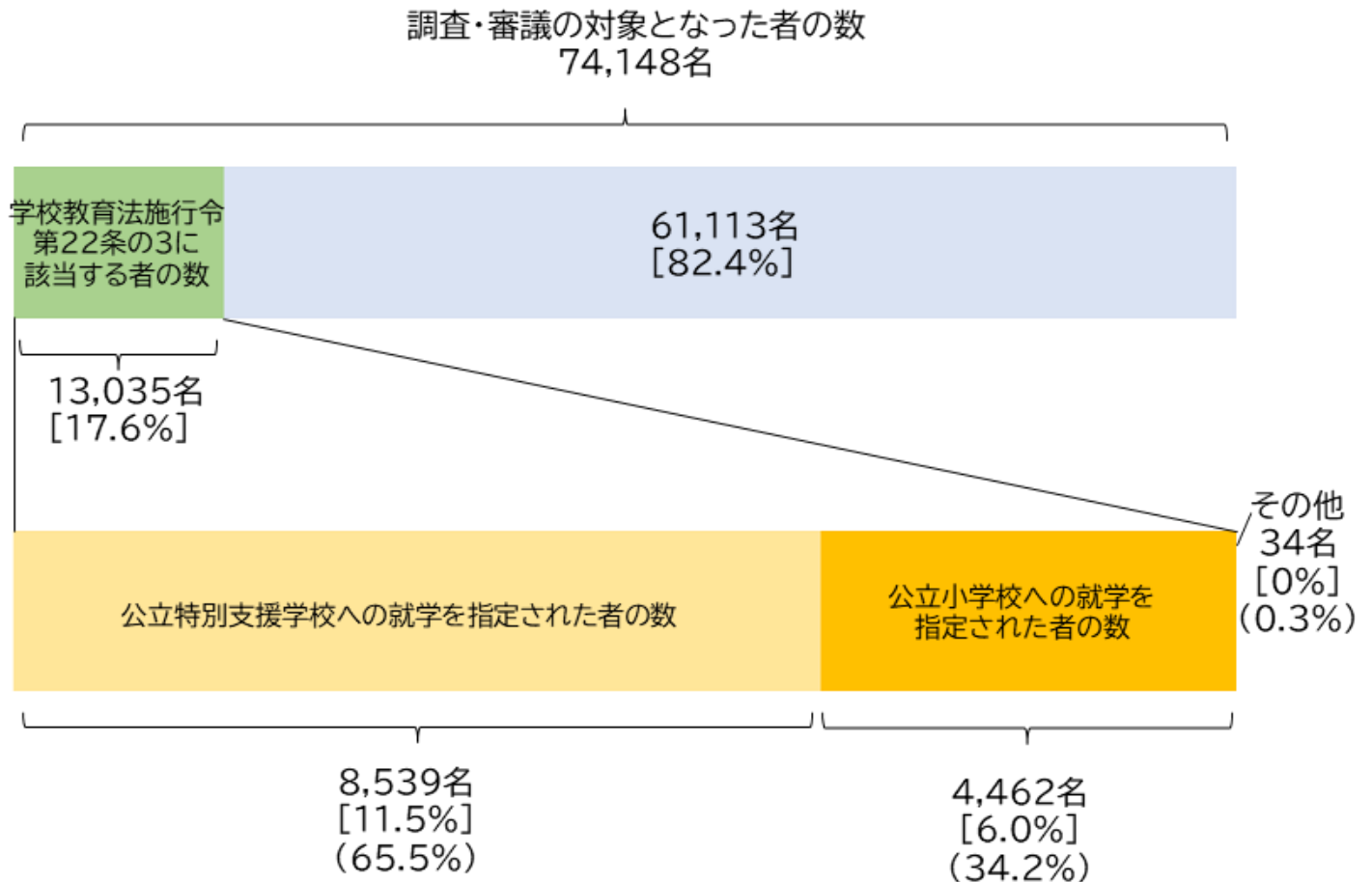
- ア 令和4年度の小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)のうち、
- ・ 令和3年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった者は74,148人(令和元年度は62,442人)。
 - ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者は、13,035人(令和元年度は10,887人)。
 - ・ 就学指定先が特別支援学校小学部であった者は、8,539人(令和元年度は8,003人)。
 - ・ 就学指定先が小学校であった者は4,462人(令和元年度は2,835人)。
- イ 令和4年度の小学校第1学年在籍者のうち、
- ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数は4,089人(平成30年度は3,064人)。
 - ・ 4,089人を学級種別に見ると、3,729人(91.2%)が特別支援学級に在籍(平成30年度は3,064人に対し2,773人(90.5%))。
 - ・ 4,089人を障害種別に見ると、3,536人(86.5%)が知的障害(平成30年度は3,064人に対し2,385人(77.8%))。
- ウ 令和4年度の中学校第1学年在籍者のうち、
- ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数は3,245人(平成30年度は2,042人)。
 - ・ 3,245人を学級種別に見ると、2,977人(91.7%)が特別支援学級に在籍(平成30年度は2,042人に対し1,797人(88.0%))。
 - ・ 3,245人を障害種別に見ると、2,842人(87.6%)が知的障害(平成30年度は2,042人に対し1,550人(75.9%))。

※ 令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による学校・教育委員会の調査回答負担等を勘案し、調査自体を行わなかった。
また、イ・ウについて、令和元年度調査では学年別の人数は示していないため、かっこ内は平成30年度の数としている。

(5)調査結果

- ① 令和4年度の小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)として、令和3年度の市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等

- 22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査(約26%)より増加。



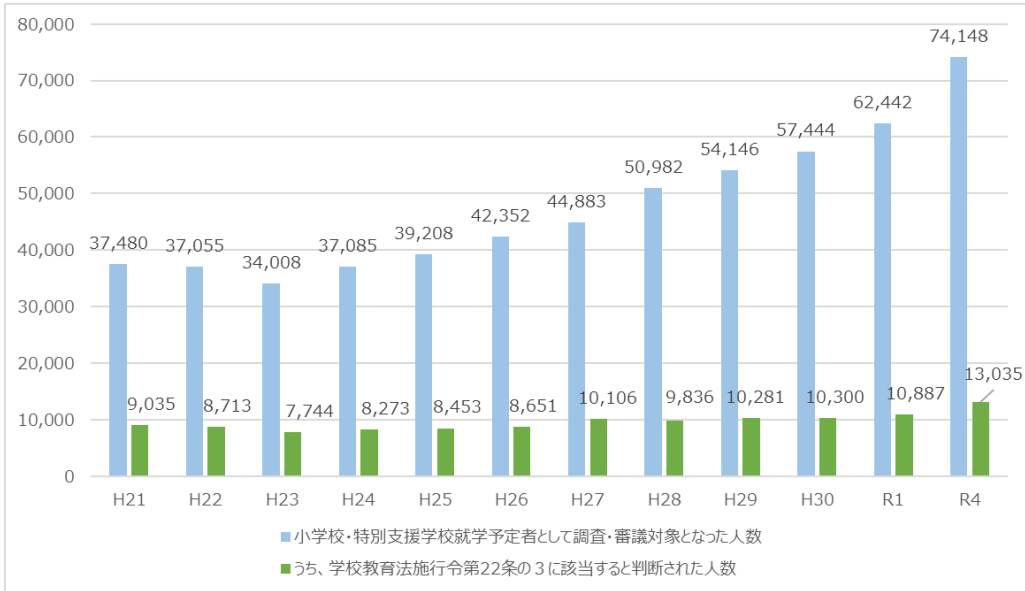
※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者に対する割合。

※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

※ 「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

(参考1) 小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数の推移(単位:人)

- 調査・審議対象となった人数と、そのうち学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度と判断された者は増加傾向。



※ 平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。
 ※ 令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による学校・教育委員会の調査回答負担等を勘案し、調査自体を行わなかった。

(参考2) 公立特別支援学校小学部及び公立小学校への就学指定人数の推移

- 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は、学校教育法施行令改正によって、就学先決定プロセスが現行の仕組みに改められた平成25年以降で最も高い。

	学校教育法第22条の3の規定に該当する障害の程度と判断された人数	うち公立特別支援学校への就学を指定		うち公立小学校への就学を指定	
		人数	割合	人数	割合
H25	8,453	6,190	73.2%	2,230	26.4%
H26	8,651	6,341	73.3%	2,274	26.3%
H27	10,106	6,646	65.8%	3,420	33.8%
H28	9,836	6,704	68.2%	3,079	31.3%
H29	10,281	7,192	70.0%	3,055	29.7%
H30	10,300	7,429	72.1%	2,817	27.3%
R1	10,887	8,003	73.5%	2,835	26.0%
R4	13,035	8,539	65.5%	4,462	34.2%

※ 「割合」は、市区町村教育委員会等において、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度と判断された人数に占める割合。
 ※ 令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による学校・教育委員会の調査回答負担等を勘案し、調査自体を行わなかった。

② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

ア 学級種別在籍者数

(令和4年5月1日現在)

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089 (100%)
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245 (100%)
(参考) H30	小学校第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064 (100%)
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042 (100%)

※ ()内は、それぞれに対応する「合計」の数値に占める割合。

イ 障害種別在籍者数

<小学校>

(令和4年5月1日現在)

小学校第1学年	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童	合計
視覚障害	27 (0.7%)【71.1%】	11 (0.3%)【28.9%】	2 (0.0%)【5.3%】	38 (0.9%)【100%】
聴覚障害	54 (1.3%)【47.8%】	59 (1.4%)【52.2%】	47 (1.1%)【41.6%】	113 (2.8%)【100%】
知的障害	3,286 (80.4%)【92.9%】	250 (6.1%)【7.1%】		3,536 (86.5%)【100%】
肢体不自由	222 (5.4%)【89.2%】	27 (0.7%)【10.8%】	1 (0.0%)【0.4%】	249 (6.1%)【100%】
病弱	140 (3.4%)【91.5%】	13 (0.3%)【8.5%】	3 (0.1%)【2.0%】	153 (3.7%)【100%】
合計	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089 (100%)

<中学校>

(令和4年5月1日現在)

中学校第1学年	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている生徒	合計
視覚障害	19 (0.6%)【52.8%】	17 (0.5%)【47.2%】	2 (0.0%)【5.6%】	36 (1.1%)【100%】
聴覚障害	48 (1.5%)【57.8%】	35 (1.1%)【42.2%】	20 (0.6%)【24.1%】	83 (2.6%)【100%】
知的障害	2,668 (82.2%)【93.9%】	174 (5.4%)【6.1%】		2,842 (87.6%)【100%】
肢体不自由	131 (4.0%)【87.3%】	19 (0.6%)【12.7%】	2 (0.1%)【1.3%】	150 (4.6%)【100%】
病弱	111 (3.4%)【82.8%】	23 (0.7%)【17.2%】	0 (0.0%)【0.0%】	134 (4.1%)【100%】
合計	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245 (100%)

※ ()内は、学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(R4:小学校4,089人、中学校3,245人)に対する割合。

※ 【】内は、各障害種に対応する「合計」の数値(小学校第1学年の視覚障害なら38人)に対する割合。

＜体制整備状況等調査＞
国公立別・学校種別 実施率

令和4年5月1日現在

調査項目	幼稚園			小学校			中学校			高校			合計														
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立												
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計												
1 校内委員会の設置	—	88.0%	52.0%	57.3%	94.1%	94.8%	49.5%	64.6%	98.6%	100.0%	65.4%	99.6%	93.5%	100.0%	53.9%	96.6%	100.0%	99.2%	95.5%	87.4%	55.1%	99.2%	95.5%	86.6%			
2 実態把握の実施	—	99.3%	91.8%	92.9%	100.0%	99.6%	92.5%	94.8%	94.4%	99.8%	71.9%	99.4%	83.1%	99.4%	57.4%	96.2%	96.8%	90.5%	96.8%	86.6%	58.7%	99.3%	91.4%	96.6%	95.9%		
3 特別支援教育コーディネーターの指名	—	89.0%	39.4%	46.7%	94.1%	95.5%	41.7%	59.6%	94.4%	100.0%	43.4%	99.3%	89.6%	100.0%	38.0%	95.4%	100.0%	85.7%	100.0%	40.0%	40.0%	99.4%	91.4%	83.9%	83.7%		
4 個別の指導計画 個別の支援計画 の作成	a 特別支援学級の 指導計画	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	99.7%	100.0%	99.7%	100.0%	99.3%	100.0%	99.3%	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	100.0%	99.6%	99.6%	
		—	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	99.4%	100.0%	99.4%	100.0%	98.6%	100.0%	98.6%	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.2%	100.0%	99.2%	99.2%	
	b 通級による 指導	—	—	—	—	—	—	—	—	89.3%	98.5%	53.2%	98.4%	75.0%	97.4%	52.8%	97.3%	—	96.8%	67.4%	91.4%	67.4%	98.3%	88.5%	98.3%	62.6%	98.2%
		—	—	—	—	—	—	—	—	63.1%	95.3%	29.7%	95.3%	87.5%	95.7%	55.6%	95.6%	—	94.7%	67.7%	89.7%	67.7%	95.4%	64.6%	95.4%	58.3%	95.2%
c a・b以外の 通常の学級の 作成	—	92.3%	86.3%	87.9%	83.2%	92.4%	75.8%	83.1%	82.4%	87.8%	78.2%	87.8%	87.3%	82.3%	81.4%	82.3%	82.3%	95.7%	79.5%	68.7%	78.2%	78.2%	86.7%	83.9%	86.7%	80.5%	86.0%
	—	83.5%	73.5%	76.5%	79.3%	84.7%	68.5%	75.9%	70.9%	80.5%	64.6%	80.5%	80.0%	80.0%	69.0%	79.8%	79.8%	100.0%	100.0%	79.3%	64.6%	77.7%	76.2%	80.6%	80.6%	70.3%	79.5%
d 合理的配慮の明記	—	83.6%	57.6%	61.5%	82.4%	87.0%	47.4%	60.5%	79.2%	93.7%	34.6%	92.9%	84.4%	93.4%	37.2%	85.2%	85.2%	90.5%	87.1%	35.5%	73.4%	82.8%	92.2%	49.4%	80.8%	80.8%	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
e 個別の教育支援計画 の作成における 関係機関との情報共有	—	92.4%	84.3%	85.5%	94.1%	93.3%	79.6%	84.2%	93.1%	98.6%	59.2%	98.1%	94.8%	97.8%	56.6%	94.7%	94.7%	100.0%	100.0%	88.3%	54.2%	79.3%	96.8%	96.8%	77.2%	91.6%	
	—	64.0%	20.8%	27.2%	68.6%	74.0%	19.3%	37.4%	65.3%	91.7%	20.2%	90.7%	62.3%	90.4%	16.9%	84.8%	84.8%	71.4%	75.6%	17.7%	60.2%	75.6%	87.7%	19.6%	69.6%		

※ 「—」はデータなしを示す。

※ 幼稚園には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」は、特別支援教育コーディネーターの指名として掲名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮（学級・教科担任をもたないなど）がなされていることを指す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb-1「個別の指導計画の作成」、b-2「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc-1「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒以外に、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「個別の教育支援計画」の作成における関係機関等との情報共有は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。

※ 5「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

特別支援教育体制整備状況調査結果詳細

<体制整備状況等調査>
 全学校種（公立）実施率

令和4年5月1日現在

1	2	3		4								5		
		特別支援教育 コーディネーターの指名		個別の指導計画・個別の教育支援計画										
		a	b	特別支援学級		通級による指導		a・b以外の通常の学級		d	e			
				a-1	a-2	b-1	b-2	c-1	c-2					
校内委員会の設置	実態把握 の実施	指名済	専任	個別の指導 計画の作成	個別の教育支援 計画の作成	個別の指導 計画の作成	個別の教育支援 計画の作成	個別の指導 計画の作成	個別の教育支援 計画の作成	合理的配慮 の明記	個別の教育支援計 画の作成における 関係機関等との 情報共有	特別支援教育に必 要な体制整備及び 取組を全て実施		
1	北海道	100.0%	99.3%	99.8%	30.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	89.9%	66.3%	94.0%	99.5%	81.8%
2	青森県	99.1%	96.9%	99.3%	20.7%	99.7%	99.5%	98.4%	96.3%	81.2%	47.6%	96.1%	93.4%	92.6%
3	岩手県	99.3%	99.6%	98.5%	22.9%	97.5%	97.3%	94.3%	63.9%	89.8%	81.1%	79.5%	95.2%	73.2%
4	宮城県	97.7%	99.3%	99.6%	26.5%	99.7%	99.6%	98.5%	89.2%	83.7%	74.2%	84.4%	94.0%	81.7%
5	秋田県	99.7%	99.7%	100.0%	15.4%	100.0%	96.3%	97.7%	91.3%	96.7%	92.7%	91.0%	96.2%	88.7%
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	34.6%	100.0%	100.0%	99.3%	99.3%	94.0%	94.6%	99.5%	97.6%	97.4%
7	福島県	94.0%	98.6%	93.1%	16.5%	99.1%	99.4%	98.6%	97.9%	73.4%	73.6%	94.3%	94.8%	84.0%
8	茨城県	97.6%	98.4%	99.9%	16.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	79.2%	59.4%	95.8%	97.1%	91.6%
9	栃木県	100.0%	100.0%	99.8%	6.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.4%	95.8%	100.0%	97.7%	95.4%
10	群馬県	98.6%	98.3%	100.0%	15.0%	100.0%	100.0%	94.2%	86.5%	89.3%	85.4%	85.5%	98.0%	83.7%
11	埼玉県	100.0%	100.0%	99.9%	16.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.0%	80.6%	99.8%	99.1%	98.8%
12	千葉県	100.0%	99.3%	100.0%	11.1%	99.8%	99.9%	94.3%	95.8%	81.2%	80.7%	94.9%	96.2%	91.9%
13	東京都	99.8%	99.0%	99.7%	32.1%	100.0%	98.3%	99.7%	96.0%	73.1%	67.5%	85.8%	96.9%	82.0%
14	神奈川県	99.5%	98.0%	100.0%	46.9%	99.6%	95.5%	96.5%	76.6%	86.7%	87.4%	80.4%	92.0%	69.1%
15	新潟県	99.4%	98.8%	99.0%	18.2%	99.6%	98.5%	91.4%	67.0%	85.6%	79.6%	90.7%	95.2%	87.0%
16	富山県	100.0%	96.8%	100.0%	11.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.6%	47.1%	88.2%	91.7%	84.7%
17	石川県	99.7%	99.4%	99.4%	25.3%	99.8%	99.3%	96.3%	97.8%	91.1%	94.4%	96.1%	98.2%	95.2%
18	福井県	95.8%	100.0%	94.0%	20.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.9%	85.9%	93.4%	97.3%	85.5%
19	山梨県	100.0%	99.0%	100.0%	27.1%	95.6%	99.3%	80.7%	93.7%	81.8%	60.6%	100.0%	97.2%	90.3%
20	長野県	98.9%	99.2%	98.7%	15.9%	95.9%	89.7%	88.9%	76.9%	75.3%	53.0%	86.6%	95.4%	82.6%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	29.3%	98.9%	100.0%	98.7%	100.0%	76.5%	82.0%	100.0%	98.5%	99.2%
22	静岡県	99.6%	99.7%	99.3%	27.1%	96.7%	99.0%	91.3%	95.9%	88.2%	86.8%	85.2%	92.0%	82.4%
23	愛知県	99.4%	99.6%	99.6%	23.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.5%	79.4%	96.8%	97.4%	95.2%
24	三重県	96.6%	98.7%	97.3%	42.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.8%	77.4%	86.7%	95.8%	81.5%
25	滋賀県	99.6%	100.0%	100.0%	40.0%	100.0%	100.0%	99.5%	97.5%	92.4%	89.8%	89.2%	99.2%	88.0%
26	京都府	98.8%	100.0%	99.7%	13.1%	100.0%	100.0%	100.0%	98.9%	86.5%	84.6%	89.5%	97.1%	87.5%
27	大阪府	99.7%	99.3%	98.5%	30.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	75.8%	65.9%	95.5%	98.5%	90.4%
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	2.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.7%	74.8%	92.1%	97.1%	87.9%
29	奈良県	96.4%	98.9%	100.0%	18.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.1%	91.8%	89.5%	95.6%	83.8%
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	15.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.1%	60.7%	98.6%	96.4%	88.9%
31	鳥取県	100.0%	100.0%	98.2%	25.6%	99.4%	99.7%	97.7%	96.4%	97.1%	87.5%	77.6%	97.8%	71.7%
32	島根県	99.7%	99.5%	100.0%	13.7%	93.0%	90.5%	88.7%	83.3%	81.9%	68.9%	79.5%	98.5%	70.9%
33	岡山県	98.1%	100.0%	100.0%	13.3%	99.8%	99.8%	100.0%	100.0%	96.3%	96.8%	93.5%	96.7%	89.5%
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	12.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.8%	92.5%	100.0%	99.5%	97.0%
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.7%	89.2%	100.0%	100.0%	100.0%
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	14.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.1%	83.4%	100.0%	99.5%	95.6%
37	香川県	96.6%	98.3%	97.8%	19.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	79.3%	56.4%	86.0%	92.7%	77.3%
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	12.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.5%	92.8%	100.0%	100.0%	100.0%
39	高知県	99.1%	100.0%	99.4%	0.9%	99.4%	97.1%	94.0%	86.5%	92.6%	82.5%	84.7%	95.9%	79.7%
40	福岡県	99.3%	99.9%	99.3%	13.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	81.7%	67.2%	98.3%	97.5%	94.2%
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	28.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.9%	90.8%	89.5%	93.8%	89.1%
42	長崎県	99.1%	98.9%	99.8%	22.8%	97.9%	99.8%	98.9%	98.1%	82.0%	83.8%	92.6%	97.5%	87.6%
43	熊本県	99.8%	99.7%	99.8%	18.3%	99.8%	99.8%	98.2%	98.1%	88.8%	76.4%	96.7%	95.8%	94.1%
44	大分県	99.6%	98.8%	99.0%	20.9%	99.8%	99.6%	99.4%	81.9%	95.5%	69.8%	95.1%	98.0%	90.1%
45	宮崎県	99.3%	99.3%	99.3%	25.4%	99.8%	99.9%	95.8%	96.1%	84.4%	82.4%	89.4%	95.3%	86.5%
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.7%	93.5%	94.7%	98.7%	93.3%
47	沖縄県	98.2%	98.4%	100.0%	27.9%	99.8%	99.7%	97.8%	99.7%	87.3%	85.9%	85.2%	93.9%	81.5%
48	全体	99.2%	99.3%	99.4%	21.1%	99.6%	99.2%	98.3%	95.4%	86.7%	80.6%	92.2%	96.8%	87.7%

※ 幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮（学級・教科担任をもたないなど）がなされていることを指す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb-1「個別の指導計画の作成」、b-2「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc-1「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。

※ 5「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

特別支援教育体制整備状況調査結果詳細

<体制整備状況等調査>

幼保連携型認定こども園（公立）実施率

令和4年5月1日現在

		1		2		3		4				5
		校内委員会の設置	実態把握の実施	特別支援教育 コーディネーターの指名		個別の指導計画・個別の教育支援計画				特別支援教育に必要な体制整備及び取組を全て実施		
				a	b	a	b	c	d			
				指名済	専任	個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成	合理的配慮の明記	個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有			
1	北海道	100.0%	100.0%	85.0%	30.0%	100.0%	49.0%	100.0%	100.0%	65.0%		
2	青森県	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
3	岩手県	84.6%	100.0%	76.9%	53.8%	80.0%	60.0%	46.2%	84.6%	38.5%		
4	宮城県	71.4%	100.0%	100.0%	71.4%	94.4%	66.7%	85.7%	100.0%	57.1%		
5	秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	45.5%	90.7%	88.2%	63.6%	72.7%	63.6%		
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	96.4%	52.0%	80.0%	80.0%	60.0%		
7	福島県	37.9%	93.1%	34.5%	13.8%	97.5%	75.5%	82.8%	89.7%	20.7%		
8	茨城県	95.2%	100.0%	95.2%	42.9%	98.6%	74.1%	95.2%	95.2%	81.0%		
9	栃木県	100.0%	100.0%	66.7%	33.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%		
10	群馬県	80.0%	100.0%	100.0%	40.0%	77.0%	81.8%	100.0%	100.0%	80.0%		
11	埼玉県	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%	0.0%		
12	千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	45.5%	79.5%	80.8%	75.8%	81.8%	66.7%		
13	東京都	77.8%	100.0%	77.8%	11.1%	93.6%	100.0%	77.8%	88.9%	77.8%		
14	神奈川県	83.3%	100.0%	100.0%	16.7%	100.0%	64.0%	58.3%	75.0%	50.0%		
15	新潟県	80.0%	100.0%	60.0%	40.0%	100.0%	100.0%	60.0%	100.0%	40.0%		
16	富山県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	70.0%	10.0%		
17	石川県	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%		
18	福井県	44.0%	100.0%	72.0%	24.0%	76.2%	66.7%	68.0%	88.0%	20.0%		
19	山梨県	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
20	長野県	100.0%	100.0%	57.1%	0.0%	100.0%	50.0%	85.7%	100.0%	57.1%		
21	岐阜県	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
22	静岡県	97.6%	100.0%	96.3%	45.1%	94.9%	87.2%	96.3%	95.1%	89.0%		
23	愛知県	73.1%	100.0%	73.1%	57.7%	91.8%	54.8%	100.0%	96.2%	73.1%		
24	三重県	71.4%	95.2%	71.4%	38.1%	89.8%	87.0%	81.0%	85.7%	66.7%		
25	滋賀県	94.7%	100.0%	100.0%	65.8%	98.2%	97.4%	89.5%	100.0%	84.2%		
26	京都府	75.0%	100.0%	100.0%	35.0%	91.5%	93.8%	65.0%	100.0%	50.0%		
27	大阪府	93.3%	100.0%	73.3%	44.4%	98.2%	85.4%	78.9%	93.3%	48.9%		
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	11.2%	87.4%	90.6%	80.9%	91.0%	66.3%		
29	奈良県	82.1%	100.0%	100.0%	20.5%	83.9%	77.1%	87.2%	97.4%	69.2%		
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	71.4%	82.3%	37.5%	71.4%	85.7%	14.3%		
31	鳥取県	100.0%	100.0%	76.5%	17.6%	98.6%	72.4%	58.8%	94.1%	41.2%		
32	島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
33	岡山県	84.1%	100.0%	100.0%	3.2%	98.7%	98.7%	92.1%	98.4%	74.6%		
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	80.6%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%		
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	16.7%	90.8%	80.6%	100.0%	94.4%	83.3%		
37	香川県	82.9%	97.6%	87.8%	19.5%	95.1%	63.7%	78.0%	78.0%	46.3%		
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	60.0%	56.8%	57.1%	100.0%	100.0%	100.0%		
39	高知県	66.7%	100.0%	88.9%	11.1%	95.3%	42.9%	77.8%	88.9%	44.4%		
40	福岡県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	63.0%	63.0%	100.0%	66.7%	100.0%		
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
42	長崎県	66.7%	100.0%	100.0%	50.0%	54.3%	40.0%	100.0%	100.0%	50.0%		
43	熊本県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%		
44	大分県	83.3%	100.0%	83.3%	50.0%	100.0%	35.7%	100.0%	100.0%	83.3%		
45	宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
47	沖縄県	95.3%	97.7%	100.0%	37.2%	92.3%	84.9%	88.4%	97.7%	76.7%		
48	全体	88.0%	99.3%	89.0%	31.4%	92.3%	83.5%	83.6%	92.4%	64.0%		

※「—」はデータなしを示す。

※3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮（学級・教科担任をもたないなど）がなされていることを指す。

※4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa「個別の指導計画の作成」は、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。

※4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb「個別の教育支援計画の作成」は、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。

※4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。

※5「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

特別支援教育体制整備状況調査結果詳細

<体制整備状況等調査>

幼稚園（公立）実施率

令和4年5月1日現在

		1	2	3		4				5
				特別支援教育 コーディネーターの指名		個別の指導計画・個別の教育支援計画				
				a	b	a	b	c	d	
		校内委員会の設置	実態把握 の実施	指名済	専任	個別の指導 計画の作成	個別の教育支援 計画の作成	合理的配慮 の明記	個別の教育支援計 画の作成における 関係機関等との 情報共有	特別支援教育に必 要な体制整備及び 取組を全て実施
1	北海道	100.0%	100.0%	97.4%	51.3%	97.1%	85.6%	92.3%	100.0%	71.8%
2	青森県	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	—	—	50.0%	50.0%	0.0%
3	岩手県	93.1%	96.6%	86.2%	27.6%	95.6%	98.0%	75.9%	89.7%	48.3%
4	宮城県	77.4%	100.0%	94.3%	50.9%	79.4%	71.4%	67.9%	88.7%	56.6%
5	秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	28.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
7	福島県	73.0%	99.0%	63.0%	33.0%	84.1%	80.7%	83.0%	91.0%	45.0%
8	茨城県	90.7%	100.0%	100.0%	44.2%	92.4%	84.1%	93.0%	97.7%	79.1%
9	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%
10	群馬県	94.7%	100.0%	100.0%	33.3%	93.3%	78.6%	80.7%	91.2%	77.2%
11	埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	25.6%	85.2%	91.0%	97.4%	92.3%	61.5%
12	千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	15.5%	83.7%	79.0%	94.4%	97.2%	88.7%
13	東京都	98.0%	100.0%	97.4%	27.8%	94.1%	78.5%	78.8%	92.1%	69.5%
14	神奈川県	85.7%	88.6%	100.0%	11.4%	75.6%	61.5%	54.3%	57.1%	37.1%
15	新潟県	81.0%	100.0%	71.4%	9.5%	95.5%	79.2%	85.7%	95.2%	47.6%
16	富山県	100.0%	100.0%	100.0%	20.0%	91.8%	18.8%	70.0%	60.0%	30.0%
17	石川県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	—	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%
18	福井県	100.0%	100.0%	45.8%	12.5%	88.9%	83.3%	91.7%	100.0%	41.7%
19	山梨県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	71.4%	71.4%	100.0%	100.0%	50.0%
20	長野県	57.1%	100.0%	28.6%	14.3%	85.7%	60.5%	85.7%	100.0%	14.3%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	86.0%	78.8%	100.0%	100.0%	100.0%
22	静岡県	98.8%	100.0%	97.0%	28.1%	93.6%	91.5%	87.4%	89.8%	83.8%
23	愛知県	96.2%	100.0%	100.0%	43.4%	97.5%	82.7%	94.3%	98.1%	92.5%
24	三重県	82.7%	99.0%	87.8%	23.5%	89.4%	84.6%	76.5%	87.8%	57.1%
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	64.4%	97.4%	95.6%	89.4%	99.0%	88.5%
26	京都府	93.0%	100.0%	95.3%	25.6%	98.6%	79.2%	74.4%	93.0%	67.4%
27	大阪府	100.0%	100.0%	97.4%	33.7%	87.3%	81.2%	87.8%	94.9%	69.9%
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	9.1%	94.6%	78.9%	91.8%	93.0%	80.7%
29	奈良県	90.9%	100.0%	100.0%	11.1%	96.3%	88.5%	97.0%	98.0%	85.9%
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	2.8%	94.9%	53.8%	88.9%	83.3%	41.7%
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
32	島根県	100.0%	100.0%	100.0%	13.1%	64.9%	58.1%	88.5%	96.7%	67.2%
33	岡山県	96.7%	100.0%	100.0%	2.0%	99.9%	99.0%	96.7%	97.4%	90.2%
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	14.0%	97.9%	94.0%	100.0%	100.0%	93.0%
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	98.4%	80.6%	100.0%	100.0%	100.0%
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	11.8%	92.5%	80.6%	100.0%	98.5%	92.6%
37	香川県	94.3%	100.0%	98.6%	1.4%	89.6%	65.6%	80.0%	94.3%	71.4%
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	16.7%	91.0%	90.1%	100.0%	100.0%	100.0%
39	高知県	100.0%	100.0%	88.9%	0.0%	100.0%	81.3%	66.7%	100.0%	44.4%
40	福岡県	69.2%	100.0%	69.2%	19.2%	67.3%	57.2%	92.3%	100.0%	42.3%
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	20.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	80.0%
42	長崎県	85.0%	95.0%	95.0%	15.0%	72.7%	87.2%	80.0%	95.0%	40.0%
43	熊本県	95.7%	91.3%	95.7%	13.0%	100.0%	74.4%	95.7%	91.3%	78.3%
44	大分県	98.7%	100.0%	94.7%	25.0%	96.4%	70.5%	88.2%	92.1%	72.4%
45	宮崎県	72.7%	100.0%	72.7%	45.5%	100.0%	100.0%	72.7%	90.9%	63.6%
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	84.8%	91.8%	77.4%	88.7%	73.6%
47	沖縄県	92.5%	99.2%	100.0%	19.2%	96.0%	97.4%	68.3%	85.8%	66.7%
48	全体	94.8%	99.6%	95.5%	23.4%	92.4%	84.7%	87.0%	93.3%	74.0%

※ 幼稚園には幼稚園型認定こども園を含める。

※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮（学級・教科担任をもたないなど）がなされていることを指す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa「個別の指導計画の作成」は、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb「個別の教育支援計画の作成」は、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。

※ 5「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

特別支援教育体制整備状況調査結果詳細

<体制整備状況等調査>
小学校（公立）実施率

令和4年5月1日現在

Table with 15 main columns: 1 (Prefecture), 2 (Council Setup), 3 (Coordinator Designation), 4 (Individual Plans/Teacher Assignments), 5 (Overall Progress/Reporting). Sub-columns include 'a' (Coordinator Designation), 'b' (Special Assignments), 'a-1' through 'c-2' (Plan Creation by Category), 'd' (Reporting), and 'e' (Reporting on Inter-Departmental Cooperation).

※ 小学校には義務教育学校前期課程を含める。

※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮（学級・教科担任をもたないなど）がなされていることを指す。

※ 4 「個別の指導計画・個別的教育支援計画」の a-1 「個別の指導計画の作成」、a-2 「個別的教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別的教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4 「個別の指導計画・個別的教育支援計画」の b-1 「個別の指導計画の作成」、b-2 「個別的教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別的教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4 「個別の指導計画・個別的教育支援計画」の c-1 「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4 「個別の指導計画・個別的教育支援計画」の c-2 「個別的教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別的教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別的教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4 「個別の指導計画・個別的教育支援計画」の d 「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別的教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。

※ 4 「個別の指導計画・個別的教育支援計画」の e 「個別的教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別的教育支援計画の作成に当たって、児童本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。

※ 5 「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別的教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

特別支援教育体制整備状況調査結果詳細

<体制整備状況等調査>
高等学校（公立）実施率

令和4年5月1日現在

	1	2	3		4						5	
			特別支援教育 コーディネーターの指名		個別の指導計画・個別の教育支援計画							
			a	b	通級による指導		通級以外の通常の学級		d	e		
			指名済	専任	a-1 個別の指導 計画の作成	a-2 個別の教育支援 計画の作成	b 個別の指導 計画の作成	c 個別の教育支援 計画の作成	合理的配慮 の明記	個別の教育支援 計画の作成にお ける関係機関等 との		
1	北海道	100.0%	98.7%	100.0%	36.2%	100.0%	100.0%	72.8%	59.7%	97.8%	98.2%	83.5%
2	青森県	98.0%	92.2%	100.0%	41.2%	100.0%	100.0%	81.8%	78.9%	86.3%	84.3%	76.5%
3	岩手県	100.0%	98.5%	98.5%	28.8%	75.0%	62.5%	71.6%	63.7%	86.4%	89.4%	69.7%
4	宮城県	97.4%	97.4%	100.0%	29.9%	100.0%	100.0%	20.0%	13.8%	58.4%	72.7%	49.4%
5	秋田県	97.9%	97.9%	100.0%	10.6%	100.0%	66.7%	85.4%	52.9%	76.6%	80.9%	66.0%
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	26.1%	100.0%	100.0%	63.4%	56.3%	97.8%	82.6%	82.6%
7	福島県	94.9%	92.3%	100.0%	38.5%	100.0%	100.0%	30.1%	29.6%	80.8%	80.8%	60.3%
8	茨城県	87.4%	88.4%	100.0%	26.3%	100.0%	100.0%	71.4%	38.4%	80.0%	81.1%	60.0%
9	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	88.5%	88.2%	100.0%	93.3%	98.3%
10	群馬県	93.9%	90.9%	100.0%	3.0%	98.0%	92.2%	66.7%	52.3%	90.9%	98.5%	81.8%
11	埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	19.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12	千葉県	100.0%	92.1%	100.0%	15.7%	100.0%	94.7%	82.8%	90.2%	92.9%	87.4%	82.7%
13	東京都	100.0%	92.7%	100.0%	34.4%	96.3%	84.1%	12.5%	15.0%	78.1%	85.9%	69.3%
14	神奈川県	100.0%	97.5%	100.0%	9.3%	89.7%	79.5%	87.7%	87.5%	73.9%	59.6%	16.1%
15	新潟県	100.0%	94.4%	100.0%	29.2%	100.0%	84.6%	81.5%	92.1%	76.4%	82.0%	67.4%
16	富山県	100.0%	74.4%	100.0%	41.0%	100.0%	100.0%	42.9%	40.0%	66.7%	76.9%	59.0%
17	石川県	100.0%	95.6%	100.0%	64.4%	100.0%	100.0%	94.7%	95.2%	82.2%	95.6%	75.6%
18	福井県	100.0%	100.0%	100.0%	52.0%	100.0%	100.0%	43.0%	33.3%	88.0%	100.0%	84.0%
19	山梨県	100.0%	100.0%	100.0%	32.4%	95.7%	43.5%	57.7%	72.2%	100.0%	91.2%	85.3%
20	長野県	95.1%	95.1%	100.0%	45.7%	96.0%	68.0%	35.7%	31.8%	69.1%	77.8%	64.2%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	42.4%	89.8%	100.0%	85.2%	76.1%	100.0%	86.4%	93.9%
22	静岡県	100.0%	100.0%	100.0%	27.4%	100.0%	100.0%	84.8%	65.5%	75.8%	73.7%	72.6%
23	愛知県	100.0%	97.5%	100.0%	39.9%	100.0%	100.0%	80.4%	79.0%	88.3%	82.2%	81.0%
24	三重県	100.0%	94.7%	100.0%	78.9%	100.0%	100.0%	88.4%	83.6%	73.7%	89.5%	64.9%
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	94.0%	100.0%	100.0%	88.9%	88.0%	86.0%	98.0%	80.0%
26	京都府	100.0%	100.0%	100.0%	24.3%	100.0%	100.0%	70.7%	70.1%	85.7%	90.0%	75.7%
27	大阪府	100.0%	95.5%	100.0%	61.1%	100.0%	100.0%	78.2%	86.5%	87.3%	93.0%	77.1%
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	69.2%	74.3%	97.4%	99.4%	90.9%
29	奈良県	97.8%	100.0%	100.0%	17.8%	100.0%	100.0%	99.1%	99.6%	68.9%	80.0%	62.2%
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	46.8%	100.0%	100.0%	74.4%	71.6%	100.0%	91.5%	76.6%
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	84.4%	81.3%	92.3%	75.3%	75.0%	95.8%	62.5%
32	島根県	97.3%	100.0%	100.0%	37.8%	82.9%	97.1%	50.0%	46.2%	91.9%	100.0%	73.0%
33	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	21.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	79.7%	87.5%	79.7%
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	29.3%	100.0%	100.0%	98.9%	99.7%	100.0%	96.7%	97.8%
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.3%	100.0%	100.0%	100.0%
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	21.2%	100.0%	100.0%	96.2%	61.5%	100.0%	100.0%	97.0%
37	香川県	100.0%	90.0%	100.0%	26.7%	100.0%	100.0%	76.9%	81.8%	83.3%	83.3%	70.0%
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	26.8%	100.0%	100.0%	96.4%	94.3%	100.0%	100.0%	100.0%
39	高知県	100.0%	100.0%	100.0%	2.7%	100.0%	80.8%	85.7%	58.7%	81.1%	83.8%	75.7%
40	福岡県	100.0%	100.0%	100.0%	36.5%	100.0%	100.0%	81.6%	81.3%	96.2%	94.2%	77.9%
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	93.6%	94.2%	83.3%	78.6%	83.3%
42	長崎県	100.0%	94.7%	100.0%	36.8%	100.0%	100.0%	49.5%	64.0%	91.2%	93.0%	73.7%
43	熊本県	100.0%	100.0%	100.0%	48.1%	52.3%	81.8%	84.5%	91.8%	94.2%	88.5%	84.6%
44	大分県	100.0%	87.5%	100.0%	47.5%	100.0%	100.0%	93.4%	94.7%	95.0%	97.5%	82.5%
45	宮崎県	100.0%	97.3%	100.0%	67.6%	100.0%	100.0%	29.4%	29.0%	83.8%	83.8%	75.7%
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	43.6%	54.2%	92.9%	98.6%	81.4%
47	沖縄県	100.0%	89.8%	100.0%	49.2%	100.0%	100.0%	72.3%	65.5%	83.1%	91.5%	69.5%
48	全体	99.2%	96.8%	100.0%	31.5%	96.8%	94.7%	79.5%	79.3%	87.1%	88.3%	75.6%

※ 高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮（学級・教科担任をもたないなど）がなされていることを指す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb「個別の指導計画の作成」は、通級による指導を受けている生徒以外に、学校が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている生徒以外に、学校が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。

※ 5「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。